

学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則

(目的)

第1条 学校法人武蔵野美術大学（以下「法人」という。）及び法人の設置する学校の自己点検・評価は、本規則により行う。

(自己点検・評価の範囲)

第2条 自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び経営管理の各分野とする。

(自己点検・評価の組織)

第3条 前条の目的を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、以下の各号に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 理事長・学長の指名する教員 4～5名
 - (2) 理事長・学長の指名する事務系職員 3～4名
- 2 委員の任期は4年とする。ただし、特に必要と認められる場合は、任期を延長することができる。
- 3 委員の中から、互選により1名を委員長とする。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、自己点検・評価を企画、実施し、その結果を統括・整理し、原則として3年ごとに「自己点検・評価報告書」としてまとめ、理事長及び学長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて実務作業委員会を設けることができるものとする。

(自己点検・評価報告書の公表)

第6条 理事長及び学長は、「自己点検・評価報告書」を公表するものとする。

(改善努力)

第7条 理事長及び学長は、前条の報告書の中で求めている教育、研究及び経営管理に係る改善策について、その実現に努めるものとする。

(自己点検・評価に係る事務)

第8条 自己点検・評価に係る事務は、法人企画室が担当する。

附 則

この規則は、平成6年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年7月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月6日から施行する。